

社会福祉法人大仙ふくし会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日までの5年間

2. 内 容

【職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備】

目 標 1：労働基準法に基づく産前産後休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や社会保険料免除制度等を周知する。

<対策> 平成27年4月1日 ～

- 法に基づく諸制度の調査をし、情報収集を行う。
- 職員への書面回覧等で周知徹底を図る。

目 標 2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること。

女性職員・・・取得率80%以上の維持。

<対策> 平成27年4月1日 ～

- 育児・介護休業等に関する規則を職員に周知し、積極的な取得を促進する。
- 育児・介護休業中の職員処遇及び復帰後の労働条件をわかりやすく職員へ周知する。
- 必要に応じて業務分担の見直しや、代替要員の確保を行う。

【働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備】

目 標 3：年次有給休暇の取得日数の平均値を、計画スタート時よりも1日増加させる。

<対策> 平成27年4月1日 ～

- 職員の年次有給休暇の取得状況を確認する。
- 各所属の行事予定を職員へ早期に周知し、計画的に年次休暇を取得できるような体制作りに努める。
- 運営会議等の場において、定期的な年次有給休暇の取得を啓発する。
- 必要な時に気兼ねなく取得できるような職場の雰囲気醸成することに努める。

目 標 4：時間外勤務の縮減を図る。

<対策> 平成27年4月1日 ～

- 時間外勤務の状況を把握する。
- 特定の職員に業務が集中しないように、業務分担の見直しや担当を越えた応援体制等適切な措置を取り時間外勤務の縮減に努める。
- 業務の簡素・合理化を図り、効率的な業務改善を行う。